

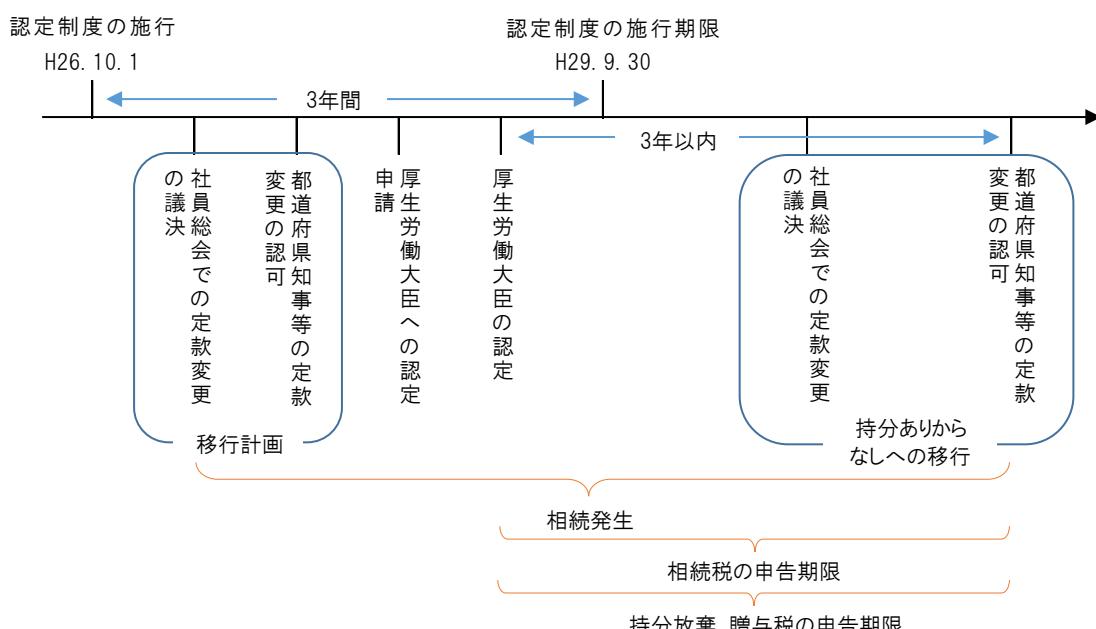
医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度(創設)

持分の定めのある社団医療法人は、出資社員の死亡により出資持分への相続税が生じます。また、出資社員の退社時は時価による払戻しの可能性があります。いずれも医業継続に支障をきたすことになります。そこで、医療法人が地域住民への医療提供を続けられるよう、「持分なし」医療法人への移行を検討する法人に対し特例が創設されました。

制度の概要

- 相続人が持分の定めのある医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合、その法人が新たに法定される移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、移行計画の期間満了まで相続税の納税を猶予し、持分を放棄した場合には、猶予税額を免除する。
- また、出資者が持分を放棄したことにより他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとみなして当該他の出資者に贈与税が課される場合についても同様とする。

スケジュール



※留意点

- 相続税の納税猶予を受ける場合には、相続発生が移行計画の認定前でも構いませんが、相続税の申告期限までに認定を受ける必要があります。
- みなし贈与税の納税猶予を受ける場合には、すでに認定医療法人である必要があるため、持分を放棄する段階で認定を受けている必要があります。
- 移行期間内に持分なし医療法人に移行しなかった場合又は認定の取消し、持分の払戻し等の事由が生じた場合には、猶予税額と利子税を併せて納付することになります。
- 持分なし医療法人移行に際し相続税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合には、当該医療法人を個人とみなして贈与税が課税されるので注意が必要です（相法 66④）
- 相続税額、贈与税額に相当する担保を提供する必要がありますが、医療法人の持分をすべて担保提供した場合には、猶予税額に見合う担保提供がなされたものとみなされます。